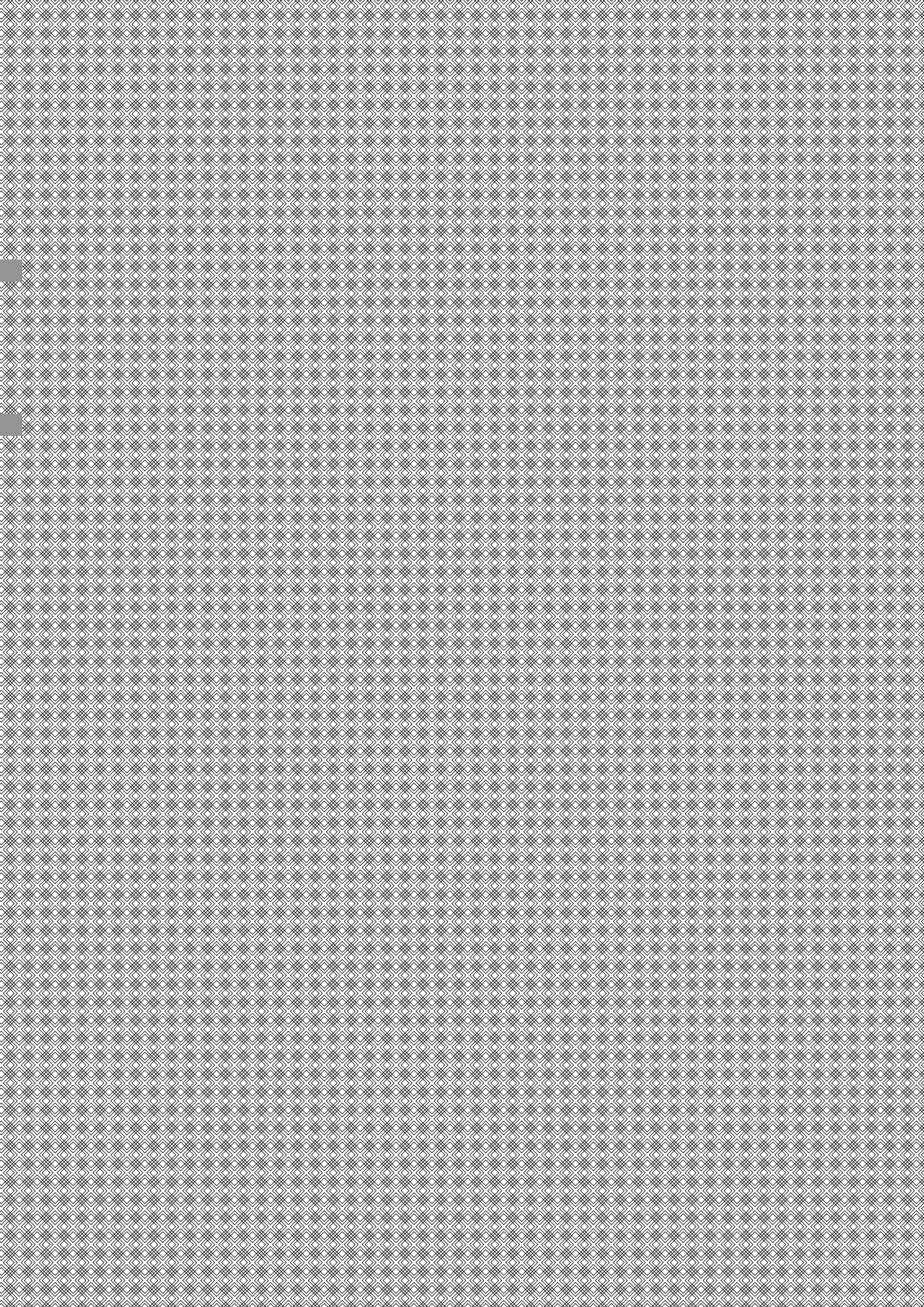


Z—74—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和6年4月5日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J1～J7」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (30 点)

2 以上の道府県において事務所を設けて事業年度を通じ物品販売業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。なお、当該法人は通算法人である。事業年度は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、事業年度開始日及び終了日の資本金の額は 500,000,000 円である。

(1) 確定申告に係る申告納付期限の延長制度

なお、当該延長に係る承認申請の手続きについては説明を要しない。また、当該法人はこれまでに申告納付期限の延長に係る承認を受けたことがないものとする。

(2) 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告並びに地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例及びその特例の申請手続き

なお、当該申告により発生する効力及び特例の申請後に総務大臣又は道府県知事が行う手続きについては説明を要しない。

問 2 (20 点)

次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。)の第 5 期事業年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度)における付加価値割に係る課税標準額及び各県に納付する付加価値割額の算定方法について説明しなさい。

ただし、地方税法附則第 9 条第 13 項から第 16 項までに規定する給与等の支給額が増加した場合の特例措置に係る説明は要しない。

【資料】

- ・ 甲社の令和 7 年 3 月 31 日現在の資本金の額は 200,000,000 円である。
- ・ 甲社は令和 2 年 4 月 1 日に設立され、L 県に本店(設立当初より設置)を、M 県に支店(令和 6 年 10 月 1 日より設置)及び工場(設立当初より設置)を設置して、食料品の製造業を行っている。
- ・ 甲社は令和 4 年 4 月 1 日から N 国においても支店(恒久的施設に相当するものである。)を設置して、食料品の製造業を行っている。
- ・ 甲社は乙株式会社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けている。
- ・ 甲社は国内外の経理を明確に区分して計算をしていない。
- ・ 事業税の税率は、L 県は地方税法に定める標準税率、M 県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の【資料】に基づき、A 株式会社(以下「A 社」という。)の第 30 期事業年度に係る事業税額のうち、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 A 社の第 30 期事業年度は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。
- 2 A 社は電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業を行っており、事業年度末時点で、X 県に本社及び営業所、Y 県に営業所、Z 県に営業所がある。
- 3 A 社の令和 7 年 3 月 31 日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する金額)は、次のとおりである。
資本金の額 480,000,000 円
資本準備金の額 20,000,000 円
資本金等の額 470,000,000 円
- 4 A 社は、令和 6 年 5 月に行われた株主総会において、会社法第 448 条第 1 項第 2 号の規定により利益準備金の額のうち 40,000,000 円を資本金の額とする旨決議を受けた。なお、当該事項に係る効力発生日は令和 6 年 5 月末としている。
- 5 A 社の第 30 期事業年度における収益の額及び費用の額は、次のとおりである。

(1) 収益の額

電力販売料収入	9,607,400,000 円
地代家賃(※ 1)	20,300,000 円
受取利息	71,500,000 円
固定資産売却益(※ 2)	48,500,000 円
損害賠償金収入	20,000,000 円

(2) 費用の額

他社購入電力料	3,458,664,000 円
販売費	796,500,000 円
一般管理費	1,834,900,000 円
接続供給託送料	2,882,220,000 円
支払利息	607,000,000 円
有価証券売却損(※ 3)	3,000,000 円
法人税額等	306,885,000 円

※ 1 地代家賃のうち 5,300,000 円は社宅貸付料である。

※ 2 固定資産の売却による収入金額は 450,000,000 円である。

※ 3 有価証券売却損は、投資有価証券を 107,000,000 円で売却したことにより生じたものである。

6 A社の第30期事業年度の人件費関係等の概況は次のとおりである。

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X 県	給与・賞与等 580,000,000 円(※ 1) 法定福利費 52,200,000 円 企業年金掛金 52,629,000 円 派遣契約料 42,562,000 円(※ 2)	借入金利息 350,000,000 円 預金利息 30,000,000 円 国債利息 10,000,000 円	本社の一部の賃貸料 15,000,000 円(※ 3)
Y 県	給与・賞与等 423,000,000 円 法定福利費 38,070,000 円 企業年金掛金 39,298,000 円	借入金利息 151,800,000 円 預金利息 25,000,000 円	営業所の賃借料 23,000,000 円 借上社宅の賃借料 8,400,000 円(※ 4)
Z 県	給与・賞与等 363,000,000 円 法定福利費 32,670,000 円 企業年金掛金 31,523,000 円	借入金利息 105,200,000 円 預金利息 5,000,000 円 地方債利息 1,500,000 円	営業所の賃借料 15,000,000 円 会議室の賃借料 150,000 円(※ 5)

- ※1 法人税額の計算において損金不算入とされた役員報酬 20,000,000 円を含む。
- ※2 A社はB株式会社(以下「B社」という。)から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、当該派遣労働者はA社の業務に従事している。
- ※3 本社の建物の一部をB社に貸している。管理人費その他の維持費としての共益費 3,000,000 円を含む。
- ※4 借上社宅の使用料として、5,300,000 円を従業員から受け取っている。
- ※5 令和7年3月10日から令和7年3月24日までの間を契約期間として、一時的にC株式会社所有の建物の一室を会議室用に借りた。

(注1) 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第30期事業年度中の総額である。これらは特段の記述がない限り全て第30期事業年度の法人税の所得の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

(注2) 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当は含まれていない。

- 7 A社の第30期事業年度における法人税の課税標準である所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額)は、925,215,000 円である。
- 8 A社の第30期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払いを受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額 10,950,225 円について、全額を損金の額に算入している。
- 9 A社の事業年度終了の日現在において、貸借対照表に記載されている事務所等の有形固定資産の価額は次のとおりである。

所在地	有形固定資産の価額
X 県	6,284,026,000 円
Y 県	948,234,000 円
Z 県	697,849,000 円

10 A社の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和 6 年										令和 7 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
X 県	本社	80	83	83	82	82	82	82	82	81	81	81	82	
	営業所 a	—	—	21	21	46	50	50	50	50	50	51	49	
	営業所 b	25	25	24	(26)	—	—	—	—	—	—	—	—	
Y 県	営業所	34	34	32	36	34	34	33	33	33	33	32	32	
Z 県	営業所	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	

(注 1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、
()内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注 2) X 県の営業所 a は令和 6 年 6 月 1 日に新設した。

(注 3) X 県の営業所 b は令和 6 年 7 月 15 日に廃止した。

(注 4) X 県の本社には労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者 15 人が含まれる。

11 事業税の税率は、X 県は地方税法に定める標準税率、Y 県及び Z 県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

12 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 (25 点)

乙野一郎氏は、A 県、B 県及び C 県に事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の【資料】に基づき、令和 6 年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には、青色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
農業	23,091,700 円	9,575,900 円
物品販売業	49,774,100 円	24,208,300 円
飲食店業	26,810,400 円	27,578,500 円
コンサルタント業	7,613,600 円	2,126,800 円
駐車場業	1,325,200 円	561,000 円
合計	108,615,000 円	64,050,500 円

(注 1) 農業は、米の栽培を行っている。

(注 2) 物品販売業は、食料品の小売を行っている。

(注 3) 飲食店業は、レストランの経営を行っている。

(注 4) コンサルタント業は、経営のコンサルタントを行っている。

(注 5) 駐車場業は、駐車台数 10 台の青空駐車場の賃貸を行っている。

- 2 令和 5 年中における事務所の所在地及び従業者数は次のとおりである。なお、従業者数には、乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
農業	A 県	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2
物品販売業	A 県	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
コンサルタント業	B 県	1	1	4	4	4	2	2	2	2	2	1	1
駐車場業	B 県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
物品販売業	C 県	—	—	—	—	3	3	3	3	4	4	4	4
飲食店業	C 県	4	4	4	4	4	5	5	4	(3)	—	—	—

(注 1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、

() 内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注 2) C 県の物品販売業は、令和 5 年 5 月 8 日に事業を開始した。

(注 3) C 県の飲食店業は、令和 5 年 9 月 3 日に事業を廃止した。

3 乙野一郎氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

- (1) 乙野花子(妻)は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に1,728,000円の給与の支払いを受けた。
- (2) 乙野桜子(長女)は、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に463,000円の給与の支払いを受けた。
- (3) 乙野梅子(次女)は、令和5年2月1日から令和5年8月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に863,000円の給与の支払いを受けた。

※1 いずれも令和5年12月31日時点で年齢が15歳以上である。また、死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により当該年中を通じて当該事業に従事することができなかった者はいなかった。

※2 青色事業専従者の要件に適合する親族について、乙野一郎氏は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し、当該書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において労務の対価として相当な給与の支払いを行っているものとする。

4 乙野一郎氏は、令和4年3月28日までコンサルタント業の用に供していた車両を令和5年1月30日に譲渡し、その譲渡により201,100円の損失額が生じた。

5 令和3年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は3,720,000円(うち令和3年6月25日に発生した風水害による物品販売業に係る被災事業用資産の損失の額は3,010,000円)であり、令和3年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなく、純損失の金額の繰戻しにより所得税102,500円の還付を受けた。また、令和4年中の事業の所得の計算上、令和3年中に生じた損失のうち1,184,000円が適正に控除されている。なお、令和3年より前の事業の所得の計算上算定された損失の額はない。

6 乙野一郎氏は事業の開始以来、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けるとともに、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

7 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率の1.05倍、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、C県は標準税率である。

8 上記以外に考慮すべき項目はない。

